

(1) (仮称)滋賀県産材の利用の促進に関する条例に係る検討について

1 木材利用促進等に関する法律について

(1) 森林・林業基本法

- 森林・林業政策の基本を定めるもので、理念や政策の方向を明らかにすることを内容としている。
- 木材利用の促進を含む「林産物の供給および利用の確保に関する施策」については、第5章(第24条(木材産業等の健全な発展)・第25条(林産物の利用の促進)・第26条(林産物の輸入に関する措置))で国が実施すべき施策を定めている。
- 地方公共団体については、第6条で責務が定められており、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を実施するものとされている。

(2) 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

- 当初は平成22年に公共建築物等における木材の利用促進を目的とした「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」として制定された。同法の施行後、公共建築物の木造化は進んだが、その一方で、民間建築物については非住宅分野や中高層建築物で木造率が低位にとどまっていることから、令和3年に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に題名を改め、法の対象を公共建築物等から建築物等に拡大した。
- 建築物における木材の利用の促進に関する施策(木造建築物の設計および施工に係る先進的な技術の普及の促進等)を実施することを国および地方公共団体の努力義務として規定している。
- 建築物以外における木材の利用の促進に関する施策(公共施設に係る工作物における景観の向上及び癒しの醸成のための木材の利用)を実施することを国および地方公共団体の努力義務として規定している。

2 他府県の条例制定状況について

- 現在22府県において、県産材の利用の促進に係る条例が制定されている。
- 徳島県および奈良県の条例は知事提案によるものであるが、他の20条例は全て議員提案条例によるものである。
- 最初は平成24年に徳島県で制定された。直近では令和3年度に愛知県、京都府で制定された。

都道府県	条例名	公布日	施行日	都道府県	条例名	公布日	施行日
徳島県	徳島県県産材利用促進条例	H24.12.21	H25.4.1	広島県	広島県県産木材利用促進条例	H30.10.9	
茨城県	茨城県県産木材利用促進条例	H26.3.26	H26.4.1	愛媛県	愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例	H30.12.25	
秋田県	秋田県木材利用促進条例	H28.3.15	H28.4.1	群馬県	林業県ぐんま県産木材利用促進条例	H30.12.25	H31.4.1
富山県	富山県県産材利用促進条例	H28.9.30		新潟県	新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例	H30.12.27	
岡山県	岡山県県産材利用促進条例	H29.3.21	H29.4.1	岩手県	岩手県県産木材等利用促進条例	H31.3.26	H31.4.1
高知県	高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例	H29.3.24	H29.4.1	山梨県	山梨県県産木材利用促進条例	H31.3.29	
兵庫県	兵庫県県産木材の利用促進に関する条例	H29.6.12		奈良県	奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例	R2.3.30	R2.4.1
福井県	みんなでつかおう「ふくいの木」促進条例	H29.7.14		三重県	三重の木づかい条例	R3.3.23	R3.4.1
栃木県	栃木県県産木材利用促進条例	H29.10.18		宮崎県	宮崎県木材利用促進条例	R3.3.24	
香川県	香川県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例	H29.12.22	H30.4.1	愛知県	愛知県木材利用促進条例	R3.10.15	R4.4.1
石川県	石川県県産材利用促進条例	H30.6.25		京都府	京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例	R4.3.18	R4.4.1

3 他府県の条例の構成について

- 県産材の利用促進に向けた基本理念や関係者の責務・役割等理念を中心に制定した条例も存在するが、大半は理念と併せて県産材の率先利用等具体的な施策を規定する構成となっている。
- 多くの条例は、県産材の供給面と利用面の施策を列挙している。また、計画策定や推進体制の整備について規定しているものも多い。
- 全ての条例において、前文が定められており、その中で条例制定の背景や意義について触れられている。

(他府県の条例の構成)

<福井県(理念中心型)>

【前文】

【目的等】

目的(第1条)・定義(第2条)

【基本理念】(第3条)

【責務・役割】

県の責務(第4条)・市町の役割(第5条)・関係事業者の役割(第6条)・県民等の役割(第7条)

【その他】

・ふくいの木の利用推進月間(第8条)・施策の実施状況の公表(第9条)

【附則】(施行期日)

<京都府(施策列挙型)>

【前文】

【目的等】

目的(第1条)・定義(第2条)

【基本理念】(第3条)

【責務・役割】

府の責務(第4条)・府民等の役割(第5条)・森林資源関連事業者の役割(第6条)

【具体的施策】

府の公共建築物等の府内産木材による木造化等(第7条)・住宅、商業・観光施設、福祉施設等への府内産木材の利用の促進(第8条)・木造建築物の設計及び施工に係る人材の確保及び育成(第9条)・府内産木材の安定供給の促進等(第10条)・調査研究等(第11条)・相談体制の整備等(第12条)・未利用間伐材等の有効活用(第13条)・特用林産物の振興(第14条)

【体制整備】

府民会議(第15条)

【その他】

普及啓発(第16条)・顕彰(第17条)・財政上の措置(第18条)・雑則(第19条)

【附則】(施行期日・経過措置)

4 他府県の条例の目的について

- 大きく分類すると、下記の表のとおり「林業・木材産業の振興(を通じた地域経済の活性化)」、「森林の有する多面的な機能の発揮」、「豊かな県民生活の実現」、「循環型社会の形成」、「木の文化の承継」を条例の目的としている。
- 1つだけではなく複数の目的を併記している条例がほとんどである。

条例の目的	当該目的を規定している条例数
①林業・木材産業の振興(を通じた地域経済の活性化)	19
②森林の有する多面的な機能の発揮	14
③豊かな県民生活の実現	16
④循環型社会の形成	5
⑤木の文化の承継	1

(近隣府県の目的規定)

京都府(①+②+③+⑤)	兵庫県(①+②)	奈良県(③)	三重県(①+②+③)	福井県(①+③)
この条例は、府内産木材の利用等の促進に関し、…施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって林業・木材産業等の更なる発展、地域の活性化、森林の公益的機能の持続的な発揮、木の文化の継承及び快適で癒やしをもたらす府民生活の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、県産木材の利用促進…施策を総合的かつ計画的に推進し、林業及び木材産業の自立的な発展を図り、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び地域創生に寄与することを目的とする。	この条例は、県産材の安定供給及び利用の促進に関し、…県産材の安定供給及び利用を促進し、もって豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、木材利用の推進に関し、…施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資するとともに、県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。	この条例は、ふくいの木の利用の促進に関し、…ふくいの木の利用を総合的に促進し、もって県内の林業および木材産業の健全な発展ならびに豊かな県民生活の実現に資することを目的とする。

5 県産材の利用の促進に係る規定の重複について(他府県)

- 県産材の利用促進に係る条例がある都道府県のうち、森林づくり等を目的とする条例に県産材の利用促進に係る規定を設けている都道府県は1県(三重県)である。
- 県産材の利用促進に係る条例がある都道府県のうち、地球温暖化対策等を目的とする条例に県産材の利用促進に係る規定を設けている都道府県は7府県(秋田県・群馬県・石川県・山梨県・愛知県・京都府・徳島県)である。

考察等

森林づくり等を目的とする条例

- 三重県は「三重の木づかい条例」の中で「三重の森林づくり条例と相まって」という表現を用い、「三重の森林づくり条例」と相乗的に森林の多面的機能が持続的に発揮されるように木材の中でも県産材の利用の促進が行われるべきことを示して、「三重の森林づくり条例」とのリンクを設ける形で整理している。

(三重県木づかい条例 前文(抜粋))

ここに、我々は、三重の森林づくり条例(平成十七年三重県条例第八十三号)と相まって、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、林業及び木材産業の健全な発展により地域経済を活性化させ、そして県民が健康で快適かつ豊かな暮らしを営むことができるようにするため、県を挙げて木材利用の推進を図り、その中でも県産材を最も優先して利用する「三重の木づかい」を進める社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

地球温暖化対策等を目的とする条例

- 地球温暖化対策等を目的とする条例は、温室効果ガスの吸収等を目的に県産材の利用に係る規定を設けており、林業・木材産業の振興等を主な目的としている県産材の利用促進に係る条例とは、目的が異なるため、規定内容の重複を認めているのではないかと考えられる。

6 本県の県産材の利用の促進に関連がある条例について

琵琶湖森林づくり条例

目的

(目的)

第1条 この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(県産材の利用の促進)

- 第18条 県は、自ら率先して県産材の利用に努めるとともに、その利用を促進するため、県産材に関する情報の提供および知識の普及、住宅、公共建築物等における県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化および高度化の促進その他の県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、県産材の利用の意義に関する県民の理解と関心を深めるため、木育(木材または木製品に触れることを通じて行う木材の特性、木材を利用する文化および県産材の利用に関する啓発活動をいう。)を推進するものとする。
- 4 県は、市町が実施する県産材の利用の促進に関する施策に関し、市町に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

県産材に係る規定

県産材の利用促進に係る規定が複数存在

滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、CO2ネットゼロ社会づくりに関し、基本理念を定め、および県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、県の基本的な施策、事業活動および日常生活における取組等に関する事項を定めることにより、CO2ネットゼロ社会づくりを推進し、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、併せて地球温暖化の防止に資することを目的とする。

第9章 森林等による吸収作用の保全等

- 第55条 県民、森林所有者、事業者および民間団体(次項において「県民等」という。)は、琵琶湖森林づくり条例(平成16年滋賀県条例第2号)の基本理念にのっとり、森林の有する二酸化炭素の吸収作用に関する理解を深めるとともに、相互に連携して、森林の適切な保全および整備ならびに県内産の木材その他の森林資源の利用の推進に努めなければならない。
- 2 県は、森林の有する二酸化炭素の吸収作用に関する県民等の理解を深めるため、情報の提供、森林の整備により実現した温室効果ガスの吸収の量の取引を活性化するための措置その他の必要な措置を講ずるとともに、県民等と連携して、間伐、適切な森林の更新その他の森林の保全および整備に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、県内の建築物における県内産の木材の利用の推進その他の県内産の森林資源の利用の推進に必要な措置を講ずるものとする。

7 森林・林業・木材産業を取り巻く現状

(1) 森林

- 国土の約67%を森林が占めている。(滋賀県:約50%)
- 森林全体のうち約40%が人工林であり、人工林の蓄積量は年々増加している。
- 滋賀県の人工林も同様の状況であり、その多くが利用期を迎え資源として充実する一方、若齢林が非常に少なく、高齢化が進行している。
- 植栽、獣害対策および下刈等の保育に係る経費への負担感などから、主伐が進まず再造林の実施は低調である。また、保育間伐に係る対象森林が減少することに伴い、滋賀県の間伐実施面積は減少傾向で推移している。
- 滋賀県としては、主伐・再造林を進めるほか、奥地等では間伐等の必要がない「環境林(自然のサイクルで維持される森林)」へ誘導していく方向である。

※ 平成29年度森林資源現況調査、平成29年版全国市町村要覧、森林政策課作成資料

(2) 木材の需給動向

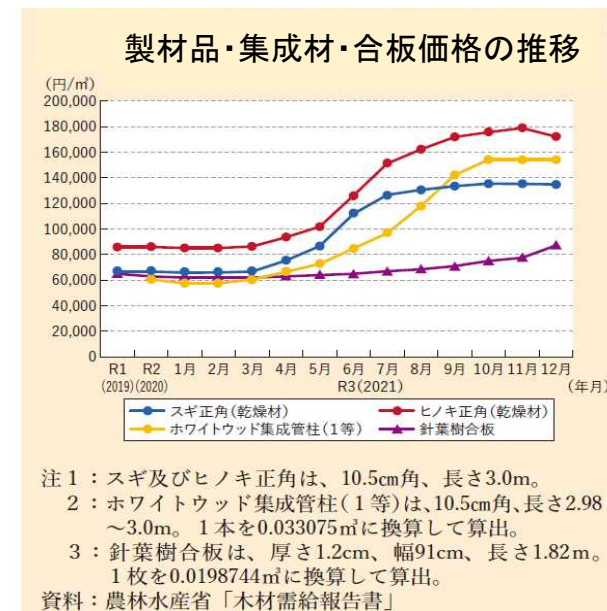
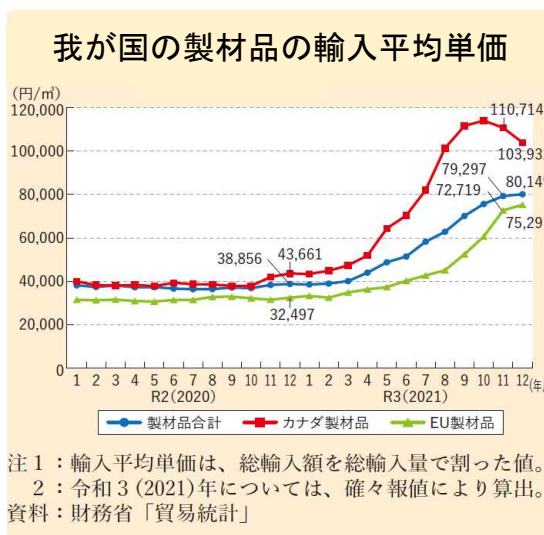
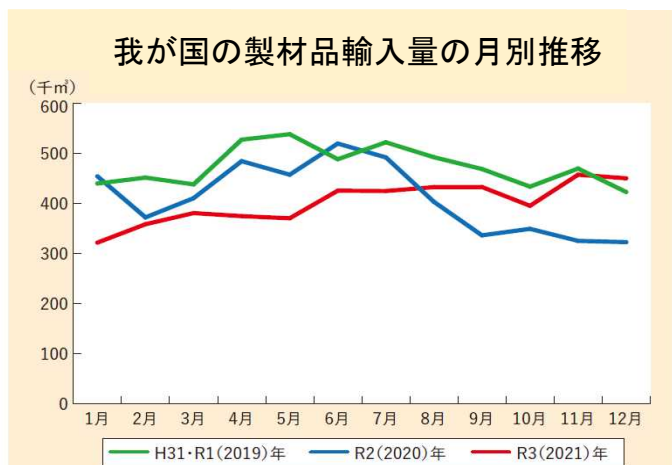
- 木材需要(全国)については、リーマンショックの影響により減少した平成21年以降木質バイオマス発電施設等での燃料材の利用増加等により、回復傾向である。
- 国産材供給量(全国)は、森林資源の充実や合板原料としてのスギ等の国産材利用の増加、木質バイオマス発電設備での燃料材利用の増加等を背景に、増加傾向にある。特に製材品については主要な輸入元であるEUとカナダからの輸入量が高価格が期待できる米国へ流れたこと等に伴い減少したことから、国産材の供給量が増加した。
- 輸入量が減少するとともに、燃料材の需要および国産材供給量が増加した結果、木材自給率(全国)は4割を超え、10年連続で増加した。

※ 令和3年林業白書

(3) 木材価格

- 米国における需要の高まりや海上輸送の混乱等により、製材輸入量は令和3年前半まで前年同月を下回り、製材の輸入平均単価は大幅に上昇した。
- 住宅需要が回復する中、輸入木材の代替として国産材の需要が高まり、国産材の製品価格も上昇した。

※ 令和3年林業白書



(4) 建築物における木材の利用動向

- 1～3階建ての低層住宅の木造率(全国)は約8割となっている。高い木造率の理由としては、木造での工事費用が安いことが理由の1つと考えられる。(木造17万円/㎡、鉄骨造28万円/㎡、鉄筋コンクリート造29万円/㎡)
- 反対に、低層住宅以外の非住宅・中高層建築物の木造率(全国)は6%と低い状況にある。
- 公共建築物の木造率(全国)は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(現:脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律)」が施行された平成22年度の8.3%から令和2年度の13.9%まで上昇した。民間建築物についても、住宅市場の減少見込みを背景に建築物の木造化・木質化に取り組む例が出てきている。

※ 令和3年林業白書

(5) 建築物以外における木材の利用動向(木質バイオマス)

- 平成24年に導入された再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)により、全国各地で木質バイオマスによる発電設備が整備されている。
- 発電以外にも、全国各地で木質バイオマスの熱利用が進んでいる。(温泉施設のボイラー用燃料・農業ハウス熱源・製品加工熱源等)
- 全国の燃料用チップの利用量(間伐材・林地残材等に由来するもの)は、年々増加し、令和2年には860万㎡となっており、5年前から約4倍となっている。
- 滋賀県では木質バイオマス発電設備が1か所(いぶきグリーンエナジー株式会社(山室木材工業株式会社グループ))整備されている。また、熱利用については木質バイオマスボイラーを使用してマンゴーの栽培が行われている(山室木材工業株式会社)。

※ 令和3年林業白書・森林政策課作成資料

(6) 林業従事者

- 滋賀県の現場業務に従事する林業従事者は240名で、そのうち60歳以上は83名と全体の約3分の1を占める。
- 滋賀県の現場業務に従事する「新規」林業従事者は17名である。直近5年は10～15名程度を推移している。

※ 令和2年度滋賀県森林・林業統計要覧

(7) 林業事業体

- 滋賀県の林業事業体は、森林組合8組合、民間林業事業体7社で、森林施業の主な担い手となっている。

滋賀県内森林組合系統一覧

区分	組合名	所在地	組合員数(人)	地区内森林面積(m ²)	うち組合員所有(m ²)
1	坂本森林組合	大津市坂本本町4220	15	1,057	1,046
2	滋賀南部森林組合	大津市瀬田神領町番戸谷40-1	1,259	24,334	10,926
3	滋賀中央森林組合	甲賀市水口町鹿深3-39	6,273	40,176	35,743
4	東近江市永源寺森林組合	東近江市山上町3544	796	15,768	8,335
5	びわこ東部森林組合	犬上郡多賀町多賀246	2,226	17,800	12,810
6	滋賀北部森林組合	米原市市場438	5,888	21,493	16,276
7	長浜市伊香森林組合	長浜市木之本町黒田1015	3,264	26,287	23,589
8	高島市森林組合	高島市朽木野尻364-2	2,351	32,201	25,667

(8) 工場

- 全国では大規模製材工場に生産が集中しており、大規模工場の素材消費量の割合は75%である。
- 一方、滋賀県は素材生産量が少ないため、大規模工場は少なく、大型加工施設は滋賀県には整備されていない。

※ 令和3年林業白書

(9) 素材需給の動向

- 素材生産量(丸太等の用材の生産量)は47都道府県中41番目と全国的にも少ない量となっている。
- 全国的には製材用に生産されている素材が多いが、滋賀県は木材チップ用に生産されている素材が多い。
- 素材需要量(製材工場等への素材の入荷量)も47都道府県中42番目と全国の中でも少ない量となっている。
- 滋賀県産材の県内の製材工場等への入荷割合は57%と全国平均62%よりも若干低い水準となっている。

※ 令和2年木材需給報告書

素材生産量全国順位

単位:千m³

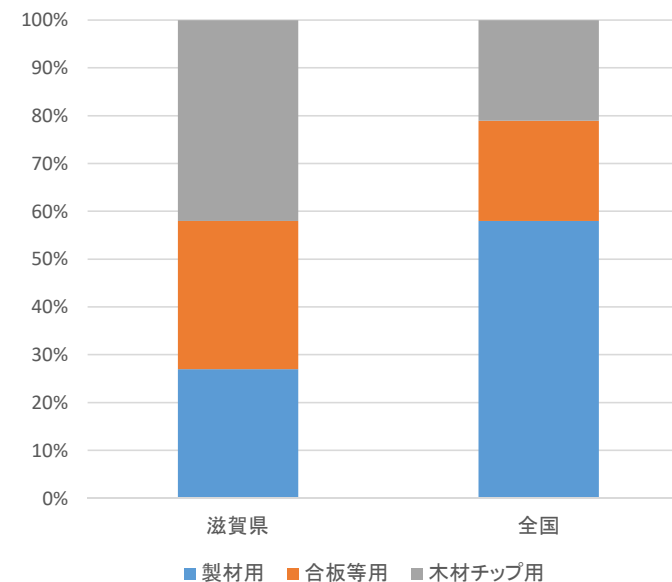
1	北海道	2,850
2	宮崎県	1,879
3	岩手県	1,355
	⋮	
40	埼玉県	63
41	滋賀県	59
42	千葉県	58
43	東京都	28
44	神奈川県	11
45	大阪府	9
46	香川県	8
47	沖縄県	2

素材需要量全国順位

単位:千m³

1	北海道	2,618
2	宮崎県	1,882
3	広島県	1,606
	⋮	
41	埼玉県	77
42	滋賀県	51
43	香川県	39
44	東京都	13
45	大阪府	12
46	神奈川県	10
47	沖縄県	2

需要部門別素材生産比率の比較



(10) 農山村の状況

- 全国の農村の高齢化率は令和2年時点で35%であり、都市部の高齢化率25.9%を大きく上回っている。
- 2015年～2045年の30年間で、山間農業地域の人口は半減し、過半数が65歳以上の高齢者になると見込まれる。
- 滋賀県でも同様に農山村の人口減少割合が大きくなると予測されている。

※ 令和3年度食料・農業・農村白書、農村地域人口と農業集落の将来予測（農林水産政策研究所）、琵琶湖森林づくり基本計画

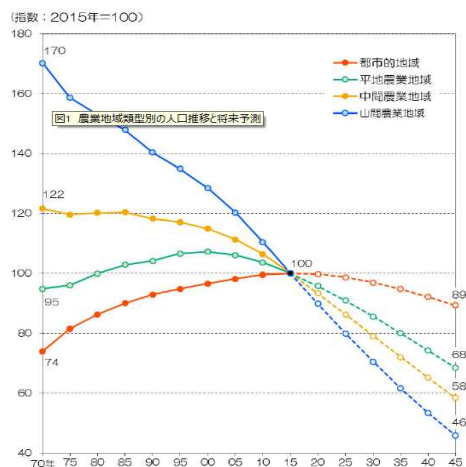
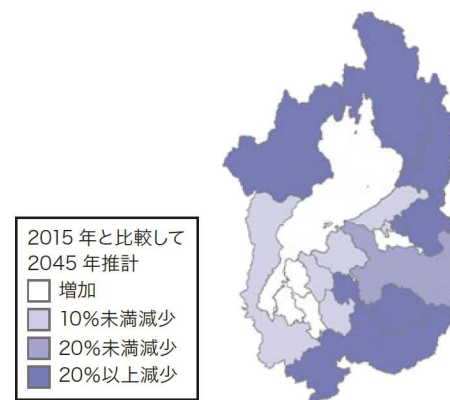


図1 農業地域類型別の人口推移と将来予測



県内市町人口増減図

(11) 全国植樹祭

- 令和4年6月5日に第72回全国植樹祭が甲賀市の「鹿深夢の森」で「木を植えよう びわ湖も緑のしずくから」をテーマに開催された。

- 第72回全国植樹祭の開催理念は以下のとおり

私たちは、ふるさと滋賀の地域特性である「森一川一里一湖」のつながりと、いにしえより培われてきた「森林」、「びわ湖」、「人(暮らし)」のかかわりを再確認し、将来を見据えながら森林を守り、活かし、これらの取組を支えることで、碧(あお)く輝くびわ湖と健全で豊かな森林を、次の世代、その次の世代へと持続的につないでいきます。

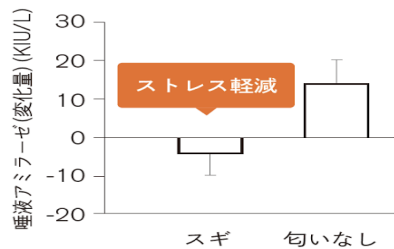
(12) その他

- 木質化の効果については、科学的な検証が進み、木の持つ人の心理・身体への様々な効能が実証され、さらに研究が進められている。
- 滋賀県は国宝・重要文化財に指定された建造物が全国第3位となっている。大半は木造であり、木の文化となじみが深い。
- 林業遺産として滋賀県は2件登録されている(甲賀の前挽鋸製造および流通に関する資料群、木地師文化発祥の地東近江市小椋谷)(全国:48件)

※ 文化庁HP、一般財団法人日本森林学会HP、森林政策課作成資料

【心理】リラックス・癒し効果

スギ材から揮発したにおいがストレスを抑制したとの報告

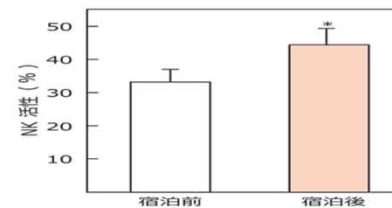


実験状況：学生に対し、スギ内装材を設置しない部屋と設置した部屋で、30分の計算課題を実施し、だ液中のストレス指標となるアミラーゼの活性化を計測。スギ材なしではアミラーゼが上昇、スギ材ありの場合にはアミラーゼは低下する傾向にありました。
※アミラーゼは強いストレスを受けるほど活性が高くなると考えられている。

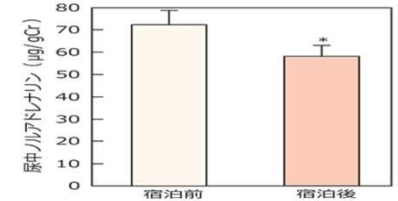
出典 / Matsubara, E., et al.: Build. Environ., 72, 125-130(2014)

【身体】免疫カアップの効果

ヒノキの匂い成分がヒトの免疫細胞の働きを上昇についての報告



ヒノキ材精油を揮発させた室内に3日間宿泊した前後のNK活性の変化



ヒノキ材精油を揮発させた室内に3日間宿泊した前後の尿中ノルアドレナリン濃度の変化

実験状況：男性被験者は連続した3日間、ホテルに滞在し23時から翌朝7時まで就寝。室内では加湿器を用いてヒノキ精油を蒸散。滞在前と滞後に血液を採取してNK活性を検証。

※1：NK活性とは、ナチュラルキラー細胞（NK細胞）が、体内に存在あるいは侵入した異物に対して攻撃しようとする働き、またその度合い。

※2：ノルアドレナリンは、人体がストレスを感じたときに、交感神経の情報伝達物質として放出される物質。尿中ノルアドレナリンはストレス指標の一つ。

出典 / Li, Q., et al.: Int. J. Immunopathol. Pharmacol., 22, 951-959 (2009)

(2) 今後のスケジュール案

時期	内容
令和4年6月20日(月)	県産材の利用の促進に係る法律・他府県の条例の紹介 条例の制定に向けた論点整理(制定の目的・目指す方向性)
令和4年7月28日(木)	制定の目的・目指す方向性の検討 条例の制定に向けた論点整理(条例に規定する事項等)
令和4年8月中旬	県内行政調査
令和4年8月下旬	参考人の招致(関係者からの意見聴取) 条例の骨子案の検討
令和4年10月上旬	条例の素案(たたき台)の検討
令和4年10月3週または11月1週	県外行政調査
令和4年11月中旬	条例の素案の修正案の検討
令和4年12月中旬	条例の素案の修正案の検討、条例原案(パブコメ案)の決定
令和4年12月下旬～令和5年1月下旬	パブリック・コメント実施
令和5年2月中旬	条例案の最終調整、条例案の決定
令和5年3月下旬	条例の制定(議決)

※ 上記以外にも、必要に応じて委員会の開催や参考人の招致をすることがある。